

## 別記 3

### 勤務環境改善医師派遣等推進事業

#### 1 目的

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

#### 2 補助対象事業

(1) に掲げる医療機関のうち、地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める派遣受入医療機関を対象に行う(2)の事業を対象とする。なお、「別記1 地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「別記2 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」を実施している場合であっても対象とする。

##### (1) 対象医療機関

特定労務管理対象機関の指定を受けている（又は指定を受けるため医療勤務環境改善支援センターの評価を受審中である）医療機関に医師を派遣する医療機関（以下「派遣医療機関」という。）

##### (2) 対象事業

派遣医療機関から医師の派遣を受け、かつ特定労務管理対象機関の指定を受けている医療機関（以下「派遣受入医療機関」という。）における医師の労働時間短縮に向けた取組として、派遣受入医療機関が特例水準を取得している診療科へ医師を派遣する事業。

#### 3 補助対象経費

「2(2) 対象事業」に要する以下の経費に対して補助を行う。

- ・ 医師を派遣する医療機関における直近の決算数値を基に以下の式により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額。

対象となる派遣医師の人数については、派遣受入医療機関の特例水準を取得している診療科あたり1名とし、2以上の診療科に医師派遣している場合は合計2名を上限とする。

$$\frac{(\text{入院診療収益} + \text{外来診療収益} - (\text{人件費}(\text{医療職}) + \text{材料費} + \text{その他の経費}))}{\text{医師数}(\text{常勤} + \text{非常勤})} \times 1 / 12 \times (\text{実際の派遣勤務日数}) / \text{派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数}$$

#### 4 交付要件

次のいずれも満たすこと。

- (1) 対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。
- (2) 派遣受入療機関においては、次のいずれをも満たすこと。
  - ①勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
  - ②年の時間外・休日労働が960時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用し、36協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超える協定を締結している医療機関であること。
  - ③医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

#### 5 交付額の算定方法等

補助金の交付額は、次の各号の定めるところにより算出された額とする。

- (1) 派遣医師1人あたり基準単価を1,250千円とし、以下の式により算出される額を基準額とする。
$$1,250 \text{ 千円} \times \text{派遣月数} \times (\text{実際の派遣勤務日数} / \text{派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数})$$
- (2) (1)の基準額と3の経費を比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額を選定する。
- (4) (3)により選定された額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。